

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例

平成21年3月31日  
北海道条例第50号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
  - 第2章 障がい者を支える基本的施策等（第9条—第18条）
  - 第3章 障がい者の権利擁護（第19条—第21条）
  - 第4章 障がい者が暮らしやすい地域づくり
    - 第1節 地域づくりに関する基本指針の策定（第22条—第26条）
    - 第2節 道の支援（第27条）
  - 第5章 障がい者に対する就労の支援（第28条—第32条）
  - 第6章 北海道障がい者就労支援推進委員会（第33条—第40条）
  - 第7章 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（第41条—第48条）
  - 第8章 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（第49条—第51条）
  - 第9章 雑則（第52条・第53条）
- 附則

## 第1章 総則

## (目的)

- 第1条 この条例は、障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることによって障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、障がい者及び障がい児の視点に立って、道の施策の基本となる事項、道が実施すべき事項及び道と市町村との連携により実現すべき事項などを定めること等により、地域における障がい者及び障がい児の権利を擁護し、及び生活の支援に向けた環境を整備し、もって北海道の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資することを目的とする。

## (定義)

- 第2条 この条例において「障がい」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいい、「障がい者」とは同号に規定する障害者をいう。
- 2 この条例において「障がい児」とは、障がい者のうち、18歳未満のものをいう。
- 3 この条例において「暮らしやすい地域づくり」とは、障がい者が必要とする配慮と支援の提供及び共に生活する地域住民の理解や協力の下で、障がい者の希望や意欲に基づいた、地域における社会生活が保障される地域づくりをいう。

## (基本理念)

- 第3条 障がい者の権利を実現し、及び社会参加を確保するための社会生活に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。
- (1) 行政機関、学校、地域社会、道民、事業者その他関係団体が、相互に連携して社会全体で取り組むこと。
  - (2) 障がい者への差別を防止し、障がい者の暮らしづらさを解消し、及び障がい者の権利を最大限に尊重すること。
  - (3) 保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他障がい者に関するあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。
  - (4) 道内における地域間の格差の是正を図ること。

## (道の責務)

- 第4条 道は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、暮らしやすい地域づくりを推進する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

## (道と市町村の連携)

- 第5条 道は、障がい者施策における市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村がその地域の特性に応じ、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町村との緊密な連携を図るとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(道民等の役割)

第6条 道民、事業者及び関係団体（以下「道民等」という。）は、基本理念に基づき、障がい及び障がい者に対する理解を深めるとともに、暮らしやすい地域づくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第7条 道及び障がい者に係る情報を有するものは、情報の保護に留意するとともに、相互に連携し、その責任と能力に応じて暮らしやすい地域づくりを推進するために、障がい者が必要とする情報の提供に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 道は、障がい者の社会生活に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 障がい者を支える基本的施策等

(関係法令等との調和)

第9条 道は、障がい者の社会生活に関する施策の推進に当たっては、障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）その他の関係法令との調和を図りながら、効果的な施策の展開を図らなければならない。

(道民等の理解の促進)

第10条 道は、道民等が障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(企業等の取組の支援)

第11条 道は、地域における障がい者の自立した生活の確保に向けた企業その他の事業者による自主的な取組を支援するよう努めなければならない。

(医療とリハビリテーションの確保)

第12条 道は、地域で生活する障がい者に必要な医療とリハビリテーションを確保するよう努めなければならない。

(移動手段の確保)

第13条 道は、地域で生活する障がい者の障がいの別及び程度にかかわらず、いかなる差別も受けることなく必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解を得ることができるよう努めなければならない。

(切れ目のない支援)

第14条 道は、障がい者の乳幼児期、学齢期等生涯を通じて一貫した切れ目のない支援を確保できるよう努めなければならない。

(保健・福祉及び教育との連携)

第15条 道は、保健・福祉と教育の連携を推進するに当たっては、次の点に配慮しなければならない。

- (1) 障がい児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようにすること。
- (2) 障がい児を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通じて、必要な介助、医療的ケア及び自立活動の指導の充実が図られるようにすること。
- (3) 前号の教育機関の取組の推進を図るため、道及び関係機関は専門知識を有する人材の育成及び確保に努めること。
- (4) 障がい児に対する支援が、学校及び放課後を問わず、地域全体の連携及び協力の下で行われること。
- (5) 学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障がい者に関する理解の促進が図られるようにすること。

(高齢者施策等との連携)

第16条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、地域の特性に応じ、共生型事業（障がい者、高齢者、子どもなど地域福祉に係る施策について、これらを一体的に実施する事業をいう。以下この条において同じ。）の普及に努めるとともに、市町村が共生型事業を実施するに当たっては、必要な支援に努めなければならない。

(障がい者の家族に対する配慮)

第17条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、障がい者の家族に対して必要な配慮をしなければならない。

(地域間格差の是正等)

第18条 道は、この条例に基づく障がい者の社会生活に関する施策の実施に当たっては、障がい者が希望する地域において暮らすことができるよう、サービス基盤の地域間格差の是正と地域間の均衡に配慮しなければならない。

### 第3章 障がい者の権利擁護

(障がいを理由とする差別の禁止等)

第19条 道は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2 道は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁（障害者基本法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。以下この項及び次条第2項において同じ。）の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第19条の2 事業者及び関係団体は、その事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者及び関係団体は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

第20条 道民は、学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活するために必要な場において、障がい者が障がい者でない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要かつ合理的な配慮をするように努めるとともに、障がい者に対して障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

(虐待の禁止)

第21条 何人も、障がい者に対し、次に掲げる行為（以下「虐待」という。）を行ってはならない。

- (1) 障がい者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置及び遺棄等監護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (4) 障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

### 第4章 障がい者が暮らしやすい地域づくり

#### 第1節 地域づくりに関する基本指針の策定

(基本指針)

第22条 知事は、地域間の福祉サービス等の格差及び障がいの有無や程度による社会参加の機会の不均衡の是正を図りながら、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第23条 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域で暮らす障がい者に対する相談支援体制の確保に関すること。
- (2) 障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会（市町村が設置するものに限る。）の設置及び運営に関すること。
- (3) 地域で暮らす障がい者や当該障がい者の支援に関する地域資源の実態の把握に関すること。
- (4) 地域住民と地域における関係者との連携や協力等による障がい者の支援体制（災害時の支援を含む。）の確保に関すること。
- (5) 地域で暮らす障がい者の就労支援に関すること。
- (6) 調整委員会（地域で暮らす障がい者に対する暮らしづらさの解消を図るために、市町村が設

- 置する協議組織をいう。) に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障がい者が暮らしやすい地域づくりについて必要な事項に関する事。

(意見聴取等)

第24条 知事は、基本指針を策定するに当たっては、あらかじめ、障がい者と障がい者の家族及び関係団体の意見を聴くとともに、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(公表)

第25条 知事は、基本指針を策定したときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

(準用)

第26条 前2条の規定は、基本指針の変更について準用する。

## 第2節 道の支援

第27条 道は、基本指針に基づく施策の促進を図るとともに、基本指針に基づく市町村の取組に対して、次に掲げる支援のための措置を講じなければならない。

- (1) 障がい者に対する支援の状況を勘案して規則で定める圏域ごとに市町村の取組に対する助言等を行う支援員を配置すること。
- (2) 基本指針に基づく施策に必要な人材を養成すること。
- (3) その他市町村における必要な体制の整備に対する支援策を講ずること。

## 第5章 障がい者に対する就労の支援

(就労支援に関する施策)

第28条 道は、障がい者の希望と適性に応じ、障がい者が雇用契約に基づき就労することが可能となり、及び福祉的就労関係事業所（障害者総合支援法に基づく就労継続支援その他就労関係の事業を実施する事業所をいう。第31条第3項及び第32条において同じ。）における工賃の水準の向上その他必要な環境が整備されるよう、企業、関係行政機関その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じなければならない。

- 2 道及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する事業主又は使用者は、同条第2項で定める障害者雇用率の達成はもとより、一層の障がい者雇用の促進に努めなければならない。
- 3 前項以外の事業主又は使用者は、事業内容などを勘案して、障がい者の雇用促進に努めるものとする。
- 4 道及び事業主又は使用者は、障がい者を理由に、採用の拒否、解雇及び賃金、昇進等の労働条件や労働環境において、不利益又は不当な扱いを行わないよう努めなければならない。

(就労支援推進計画の策定)

第29条 道は、前条の施策を実施するための計画（以下「就労支援推進計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 就労支援推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第33条の北海道障がい者就労支援推進委員会の意見を聴かななければならない。

(認証制度)

第30条 知事は、障がい者の就労を支援する施策を推進するため、障がい者の就労支援を行う事業者に対する認証を行うものとする。

- 2 前項の認証のための基準は、規則で定める。
- 3 知事は、事業者による第1項の認証の取得を促進するため、低利の融資、入札上の優遇その他の措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、第1項の認証を取得した事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認証を取り消すことができる。
  - (1) 認証の内容又は条件に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により認証を受けたとき。

(指定法人)

第31条 知事は、第3項に規定する障がい者の就労を支援する施策を推進する業務を実施させるため、道内の法人（非営利の法人に限る。）であって、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により指定することができる。

- (1) 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、そ

の計画を確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有すると認められること。

- (2) 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、障がい者の就労の支援を推進するに資すると認められること。
- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を公示しなければならない。
- 3 指定法人は、道の監督の下、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 障がい者の就労支援を推進する観点から、福祉的就労関係事業所の販路の確保に関すること。
  - (2) 障がい者の就労支援を推進する観点からの市場調査、商品開発及びサービスの質の向上に関すること。
  - (3) 前条に規定する認証制度に関する業務のうち規則で定める事項
  - (4) その他障がい者の就労支援に関し必要な事項であつて規則で定める事項
- 4 指定法人は、毎事業年度、規則で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 5 道は、障がい者の就労の支援に関する業務の一部について、指定法人に行わせることができる。
- 6 指定法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書を作成し、及び知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 7 知事は、この条の規定を施行するため必要な限度において、指定法人に対して、第3項の業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。
- 8 知事は、有識者で構成する評価委員会を設置し、指定法人の事業評価を行わせなければならない。
- 9 知事は、指定法人が第1項に定める要件を欠き、又は第7項に定める命令に違反した場合は、指定を取り消すことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、指定法人に関し必要な事項は、規則で定める。

(調達等への配慮)

第32条 道は、障がい者の就労を支援する施策を推進するため、道の物品又は役務の調達等に当たっては、福祉的就労関係事業所及び第30条の認証を取得した事業者に対し配慮するよう努めるものとする。

## 第6章 北海道障がい者就労支援推進委員会

(設置)

第33条 北海道における障がい者の就労の支援を推進するため、知事の附属機関として、北海道障がい者就労支援推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第34条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、障がい者の就労を支援する施策の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務に関すること。
- 2 推進委員会は、障がい者の就労の支援の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第35条 推進委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第36条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 障がい者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 障がい者の保健福祉に関係する団体の役職員
- (4) 事業者（法人にあつては、その役職員）
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第37条 推進委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。

- 3 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める順序により、その職務を代理する。

(会議)

第38条 推進委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 推進委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第39条 推進委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、推進委員会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第40条 この章に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。

## 第7章 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

(設置)

第41条 道は、規則で定める圏域ごとに、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（以下「地域づくり委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第42条 地域づくり委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること。
- (2) 差別や虐待及び権利擁護に関すること。
- (3) その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること。
- 2 前項に定めるもののほか、地域づくり委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第18条第1項に規定する情報の交換及び協議を行う。

(組織)

第43条 地域づくり委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第44条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 当該圏域で生活する障がい者
- (2) 地域住民
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第45条 第41条から前条までに定めるもののほか、地域づくり委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域づくり推進員)

第46条 道は、地域づくり委員会を運営するため、第41条で規定する圏域ごとに、知事の委嘱により、地域づくり推進員を置く。

- 2 地域づくり推進員は、地域づくり委員会を招集するとともに、その運営に係る地域づくり委員会を総理する。
- 3 地域づくり推進員は、地域づくり委員会において協議する事項に応じ、委員のうちから適当なものに対し、協議に参加させるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、地域づくり推進員は、協議する事項に応じ、必要と認める参考人に対し、協議への参画を求めることができる。
- 5 地域づくり推進員は、第42条第1項各号に掲げる事項について、第49条第1項に規定する北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部に審議を求めることができる。

(調査)

第47条 知事又は地域づくり推進員は、虐待に関する事案及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に係る協議に際して必要な事実を確認する場合にあつては、当該協議に必要な事実に関し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(勧告等)

第48条 地域づくり推進員は、地域づくり委員会における協議の結果、すべての委員の賛成により、著しい暮らしづらさがあると判断した場合にあつては、当該暮らしづらさの原因となる者に対して、改善のための指導をすることができる。

2 前項の指導（虐待及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に限る。）の結果、改善が図られない場合にあつては、地域づくり推進員は、知事に対して、当該暮らしづらさの原因となる者に対して改善を勧告することを求めることができる。

3 前項に規定する求めがあつた場合、知事は、改善の勧告を行うことができる。この場合においては、知事は、あらかじめ期日、場所及び事案の内容を示して、当該事案の原因となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。

4 前項の勧告を行ったにもかかわらず、改善が図られない場合にあつては、知事は、当該勧告内容を公表することができる。

## 第8章 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

(北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部)

第49条 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、道に北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

2 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 暮らしやすい地域づくりの推進に関する重要事項の企画、調整及び推進に関すること。

(2) 各圏域に設置された地域づくり委員会から審議を求められた事項に関すること。

(3) その他障がい者施策の推進に関し必要な事項に関すること。

3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

4 本部長は知事をもって、副本部長は副知事をもって充てる。

5 本部員は、学識経験者、規則で定める関係行政機関の職員等をもって充てる。

6 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

7 本部長に事故があるときは、副本部長のうちから、本部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

8 推進本部の会議は、本部長が招集する。

(調査部会)

第50条 推進本部に、前条第2項第2号に規定する事項について審議を行うために、調査部会を置く。

2 調査部会の委員については、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 調査部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、委員が互選する。

5 部会長は、調査部会を代表し、会務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(規則への委任)

第51条 前2条に定めるもののほか、推進本部及び調査部会の組織並びに運営に関し必要な事項は規則で定める。

## 第9章 雑 則

(年次報告)

第52条 知事は、毎年度、議会に、この条例に基づき講じた障がい者の地域における社会生活に関する施策の推進状況に関する報告を提出しなければならない。

(規則への委任)

第53条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、施行の準備等を勘案して、規則で定める日から施行する。ただし、第1章、第2章及び第9章の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 道は、就労支援推進計画を策定するに当たって、この条例の施行前に策定した同趣旨の計画については、その一部とみなすことができる。

(検討)

3 知事は、この条例の施行の日から3年を目途として国内の法制度の動向等を踏まえて必要な措置を講じ、その後は、5年を経過するごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成24年3月30日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日条例第20号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日条例第46号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が  
暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則

平成22年3月23日

北海道規則第15号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 支援員を配置する圏域（第2条）
- 第3章 指定法人等（第3条－第9条）
- 第4章 地域づくり委員会（第10条－第20条）
- 第5章 推進本部（第21条－第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年北海道条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 支援員を配置する圏域

第2条 条例第27条第1号の規則で定める圏域は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第14号に規定する区域とする。

第3章 指定法人等

（認証のための基準）

第3条 条例第30条第2項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 常時雇用する労働者の総数に対する障がい者である労働者の総数の割合が、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第2項に規定する障害者雇用率以上であること。
- (2) 障がい者の就労支援に関して継続的かつ安定的に取り組むと認められること。

（指定の申請等）

第4条 条例第31条第1項の規定による指定の申請は、別記第1号様式の指定申請書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (3) 役員の氏名及び履歴を記載した書類
- (4) 業務の実施の方法に関する計画を記載した書類

- (5) 申請者が次項各号の規定に該当しないことを説明した書類
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類
- 3 次の各号のいずれかに該当する法人は、指定を受けることができない。
- (1) 条例第31条第9項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
  - (2) 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人
    - ア 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
    - イ 破産者で復権を得ないもの
    - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 指定は、期間を定めて行うものとする。

(協定の締結)

第5条 指定法人は、知事と次に掲げる事項について協定を締結するものとする。

- (1) 実施業務の内容に関する事項
- (2) 道が支払うべき費用に関する事項
- (3) 業務を行うに当たって保有する個人情報（北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）の保護に関する事項
- (4) 再委託の禁止等に関する事項
- (5) 関係法令等の遵守に関する事項
- (6) その他知事が必要と認める事項

(指定法人の業務)

第6条 条例第31条第3項第3号に規定する規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 認証の申請の受付及び審査に関する業務
  - (2) 認証を受けた事業者の公表に関する業務
  - (3) 認証制度の広報に関する業務
- 2 条例第31条第3項第4号に規定する規則で定める業務は、次に掲げるものとする。
- (1) 福祉的就労関係事業所における工賃の水準の向上に関する業務
  - (2) 事業者による障がい者の就労の支援のための取組の促進に関する業務

(事業計画書等の認可申請)

第7条 条例第31条第4項前段の規定による認可の申請は、毎事業年度開始の日の15日前までに（指定法人の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該指定を受けた後遅滞なく）別記第2号様式の事業計画書等認可申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 条例第31条第4項後段の規定による認可の申請は、別記第3号様式の事業計画書等変更認可申請書に変更後の事業計画書及び収支予算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

(事業報告書の承認申請)

第8条 条例第31条第6項の規定による承認の申請は、毎事業年度終了後30日以内に別記第4号様式の事業報告書等承認申請書に事業報告書及び収支決算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

(知事への委任)

第9条 この章に定めるもののほか、指定法人等に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 第4章 地域づくり委員会

(地域づくり委員会の設置圏域等)

第10条 条例第41条の規則で定める圏域は、総合振興局及び振興局の所管区域(市の区域を含む。)とする。

2 地域づくり委員会の名称は、別表の左欄に掲げる圏域の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定めるとおりとする。

(地域づくり委員会の職務)

第11条 地域づくり委員会は、その所掌事項に関し、次に掲げる場合に事案の解決を図るための協議又はあっせん(以下「協議等」という。)(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第18条第1項に規定する情報の交換及び協議(以下「障害者差別解消法による情報の交換及び協議」という。))を含む。)を行うものとする。

- (1) 次条第1項の申立てがあったとき。
- (2) 市町村長から協議等(障害者差別解消法による情報の交換及び協議を含む。)の依頼があったとき。
- (3) その他地域づくり推進員が必要と認めるとき。

(地域づくり委員会への協議等の申立て)

第12条 何人も、地域づくり委員会に対し、条例第42条第1項各号に掲げる所掌事項について、協議等の申立てを行うことができる。ただし、特定の障がい者に関する申立てであって、当該申立てが当該障がい者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

- 2 前項の申立ては、別記第5号様式の協議等申立書を申立人が居住する圏域の地域づくり推進員に提出して行うものとする。
- 3 地域づくり委員会は、第1項の申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、協議等を行うことができない。
  - (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関するとき。
  - (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関するとき。
  - (3) 申立てに係る事実のあった日の翌日から起算して1年を経過しているとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、協議等を行うことが適当でないと地域づくり推進員が認

めたとき。

(地域づくり委員会の協議等)

第13条 地域づくり委員会は、地域づくり推進員（地域づくり推進員が次項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第17条の規定により地域づくり推進員に指名された者。以下この項から第3項までにおいて同じ。）及び地域づくり委員会の委員（以下この条及び第17条において「委員」という。）のうち地域づくり推進員が指名する3人以上の者並びに条例第46条第4項の規定により地域づくり推進員が必要と認めて参画を求めた参考人で協議等（障害者差別解消法による情報の交換及び協議を含む。）を行うものとする。ただし、特定の障がい者に関する事案（以下「特定事案」という。）であって、次に掲げるものについて協議等を行う場合にあっては、地域づくり推進員は5人以上の委員を指名しなければならない。

(1) 虐待に関する事案

(2) 障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案

(3) その他障がい者に著しい暮らしづらさがあると認められる事案

2 地域づくり推進員は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による指名をすることができない。

(1) 事案について利害関係を有するとき。

(2) 本人又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事案の当事者であるとき。

(3) 事案の当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。

(4) 事案の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

3 地域づくり委員会は、特定事案にあっては地域づくり推進員及び地域づくり推進員に指名された委員の全てが、特定事案以外の事案にあっては地域づくり推進員及び地域づくり推進員に指名された委員の3人以上が出席しなければ、協議等（障害者差別解消法による情報の交換及び協議を含む。）を行うことができない。

4 地域づくり委員会の議事は、条例第48条第1項の規定による判断の場合を除き、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、地域づくり推進員の決するところによる。

(専門委員会)

第14条 地域づくり委員会に、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

(地域相談員)

第15条 知事は、地域づくり委員会の協議等（障害者差別解消法による情報の交換及び協議を含む。）の円滑な遂行のため、虐待、差別等に関する事案及び地域で暮らしづらさに関する事案の相談に係る業務を行う地域相談員を置くものとする。

2 地域相談員は、次に掲げる者から知事が委嘱する。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第3項に規定する身体障害者

相談員

(2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員

(3) その他障がい者の権利擁護等に関し優れた識見を有する者

- 3 地域相談員は、第1項の相談を受けたときは、関係機関に情報を提供するほか、当該相談の内容が第13条第1項各号に掲げる事案（以下「虐待等の事案」という。）に該当すると思料するときは、地域づくり委員会に報告するものとする。地域相談員自らが虐待等の事案に該当すると思料する事実を把握したときも同様とする。

（地域づくり推進員の任期等）

第16条 地域づくり推進員の任期は、2年とする。ただし、補欠の地域づくり推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 地域づくり推進員は、再任されることができる。

（地域づくり推進員の職務の代理）

第17条 地域づくり推進員に事故があるとき又は地域づくり推進員が第13条第2項各号のいずれかに該当するときは、地域づくり推進員があらかじめ指名する委員が、条例第46条第2項から第5項までに規定する地域づくり推進員の職務を代理する。

- 2 地域づくり推進員は、委員が第13条第2項各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による指名をすることができない。

（調査）

第18条 条例第47条の規定により調査を行う地域づくり推進員又は職員は、別記第6号様式の調査員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（勧告等）

第19条 知事は、条例第48条第3項の規定により勧告をしようとするときは、あらかじめ、調査部会の意見を聴かなければならない。

- 2 条例第48条第4項の規定により公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 事案の概要
- (3) 勧告の内容

（地域づくり委員会の運営）

第20条 この章に定めるもののほか、地域づくり委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 推進本部

（推進本部の会議）

第21条 推進本部は、本部長及び本部員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した本部長、副本部長及び本部員の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(調査部会の会議)

第22条 調査部会の会議は、部会長が招集する。

2 調査部会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 調査部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(推進本部の運営)

第23条 この章に定めるもののほか、その他推進本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月19日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第22号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日規則第68号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月10日規則第9号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第45号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日規則第24号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## I 総 則

### 第1 目的

この要綱は、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則」（以下、「規則」という。）第20条の規定に基づき、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（以下、「条例」という。）第41条に規定された障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（以下、「地域づくり委員会」という。）の運営等について定める。

なお、地域づくり委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）（以下「差別解消法」という。）第14条に基づく相談及び紛争の防止等を行うとともに、同法第17条に基づく障害者差別解消支援地域協議会の役割を担う。

### 第2 定義

- (1) この要綱において「特定の障がい者」とは、(3)の特定事案において、虐待や差別を受けるなど、暮らしづらい状況にあるとされる障がい者をいう。
- (2) この要綱において「原因となる者」とは、特定事案において、特定の障がい者の暮らしづらさの原因となっているとされる者をいう。
- (3) この要綱において「特定事案」とは、規則第12条による協議等の申立て（以下「申立て」という。）のあった事案のうち、次のアからエに該当すると考えられるもので、特定の障がい者と原因となる者の双方が特定されている事案をいう。
  - ア 虐待に関する事案
  - イ 障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案
  - ウ 著しい暮らしづらさに該当する事案（ア、イに該当する事案を除く）
  - エ その他権利侵害や暮らしづらさを伴う事案
- (4) この要綱において「地域課題等」とは、条例第42条に規定された地域づくり委員会の所掌事項に該当する事案のうち、特定事案以外のものをいう。
- (5) この要綱において「申立人等」とは、申立てを行った者及び申立事案において暮らしづらい状況にあるとされる障がい者をいう。

### 第3 地域づくり委員会の組織

#### 1 委員

- (1) 地域づくり委員会の委員（以下「委員」という。）は、条例第44条第1項の各号に掲げる者からそれぞれ1名以上を選出するものとする。
- (2) 条例第44条第1項第1号及び第2号に係る者の一部については公募する。公募に関する事項は、別に定める。
- (3) (2)の規定により公募した委員が欠けた場合の補欠の委員の選任は、公募により行う。
- (4) 条例第44条第1項の各号に掲げる者が出席する場合、次の者を同席させることができる。
  - ア 当該障がい者を介助する家族
  - イ 当該障がい者を支援する者

## 2 専門委員会

- (1) 地域づくり委員会での協議に当たり、専門的な協議が必要であると認める場合、規則第14条に基づき専門委員会を設置することができる。
- (2) 専門委員会は、地域づくり推進員及び次に掲げる者から構成する。
  - ア 地域づくり委員会の委員
  - イ 有識者
  - ウ その他、協議を進めるうえで必要な専門的知見を有する者
- (3) 専門委員会の委員は、6名以内とする。
- (4) 専門委員会の委員長は、地域づくり推進員とする。
- (5) その他、専門委員会に関し必要な事項は、地域づくり委員会において決定する。

## 3 事務局

- (1) 地域づくり委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、振興局及び総合振興局（以下、「振興局等」という。）の保健環境部社会福祉課に置く。また、広域相談支援体制整備事業実施要綱に規定する地域づくりコーディネーターは事務局に参画するものとする。
- (2) 事務局は、次の事務を処理する。
  - ア 地域づくり推進員及び地域づくり委員会委員の任免に関すること。
  - イ 地域課題の把握に関すること。
  - ウ 地域づくり委員会の開催に関すること。
  - エ その他、地域づくり委員会の運営に必要な事項に関すること。
- (3) 地域づくり推進員、地域づくりコーディネーター及び振興局等は一体となって地域づくり委員会の円滑な運営に努めなければならない。
- (4) 事務局は、Ⅲ-第1-(1)の規定に基づき地域づくり推進員が実施する地域課題等を把握する取組に対し、積極的に協力しなければならない。
- (5) 事務局は、(2)の事務を処理するに当たっては、「附属機関等の設置及び運営に関する基準」に留意するものとする。

## 第4 地域づくり委員会の運営上の留意事項

- (1) 地域づくり推進員は、規則第13条の規定に基づき協議する事案ごとに指名した委員（以下、「指名した委員」という。）に事故があるときは、新たな委員を指名するなど、必要な措置をとらなければならない。
- (2) 地域づくり推進員は、条例第46条第4項の規定に基づき、協議する事案に応じ、専門的な知見を有する者、特定の障がい者と同じ種別の障がい者、地域相談員、関係行政機関の職員などに参考人として地域づくり委員会へ出席を求め、意見を聴取することができる。
- (3) 地域づくり推進員、委員及び参考人は、関係者それぞれの立場を理解し、中立かつ公平な立場に立ち誠実にその職務を行わなければならない。
- (4) 地域づくり推進員、委員及び参考人は、個人情報やプライバシーの保護に十分配慮するとともに、地域づくり委員会において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

なお、条例第42条第2項に基づく情報の交換及び協議を行う地域づくり委員会において知り得た秘密を漏らした場合は、差別解消法第19条の規定に違反した者として、同法第25条に基づき、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとする。

## Ⅱ 特定事案の協議又はあっせん

### 第1 虐待に関する事案等の該当要件

I 一第2一(3)に規定する「特定事案」のアからウに規定する事案の該当要件は次のとおりとする。

#### ア 虐待に関する事案

条例第21条に規定する行為に該当する事案をいう。

#### イ 障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案

次に掲げる基準のすべてに合致する行為をいう。

(ア) 虐待に準ずる程度の重大な権利侵害を伴うものであること。

(イ) 意図的で悪質性の高いものであること。

(ウ) 継続又は再発されるおそれが高いものであること。

#### ウ 著しい暮らしづらさに該当する事案（ア、イに該当する事案を除く）

次に掲げる基準のすべてに合致する行為をいう。

(ア) 原因となる者が意図的であるか否かを問わず、障がい者の生活に相当の支障が生じるものであること。

(イ) 支障の重大性、再発の防止等の観点から、原因となる者に対して改善のための措置を講じることが望ましいと判断されるものであること。

### 第2 特定事案に関する協議又はあっせんの開始

地域づくり委員会は、規則第11条第1号に規定する申立てにより、特定事案に関する協議又はあっせん等を開始する。

なお、通報等において把握はしたが、申立人がいない事案については、特定の障害者の居住地又は現在地の市町村に対し、通報のあった情報を提供し、市町村の協力を得て特定事案に関する協議又はあっせん等を開始するものとする。

### 第3 障がい者の意に反する申立てに対する対応

#### 1 受理前の対応

(1) 事務局は、特定の障がい者以外の者が行う申立てであって、当該申立てが当該障がい者の意に反する恐れがある場合は、次の方法等により、当該障がい者の意向を確認する。

ア 特定の障がい者との面接。

イ 特定の障がい者が意思を表示できない場合は、同居の家族又は支援者等との面接。

(2) 特定の障がい者の意に反することが確認された場合は、申立書は受理しない。

#### 2 受理後の対応

受理後の調査等において、特定の障がい者の意に反する申立てであることが確認された場合は、その旨を申立人に説明するとともに、申立てを却下する。

### 第4 申立書の受理

#### 1 基本的な取扱い

(1) 規則第12条第2項の規定に基づく地域づくり推進員へ提出する協議等申立書（以下「申立書」という。）は、申立人が居住する市町村の区域を所管する振興局等の事務局において收受するものとする。

(2) 中立書の提出を受けた事務局は、規則第12条第1項ただし書の場合を除き、全ての中立書を受理する。

(3) 視覚障がい者は、(1)の協議等申立書に代えて、次の事項を点字により表記した文書を提出することができる。

- ア 申立人の氏名、住所及び電話番号
- イ 特定の障がい者の住所、氏名
- ウ 申立人と特定の障がい者との関係
- エ 事案の具体的内容
- オ 求める措置の内容
- カ 裁判所における係争の有無等

(4) 規則第12条第3項第4号の「協議等を行うことが適当でない」と地域づくり推進員が認めるときには、法務局（地方法務局、支局を含む）の人権相談所、市町村の相談支援事業所など、他の相談機関にすでに相談を行い、当該機関で協議等が行われている場合を含むものとする。

## 2 地域づくり委員会の協議又はあっせんの対象としない事案

規則第12条第3項の規定に該当する事案については、その旨を申立人に通知するとともに、事務局において、申立人への説明、助言や関係機関（市町村相談支援事業所を含む）の紹介などを行う。

## 3 緊急の対応

(1) 事務局である社会福祉課は、特定事案について、特定の障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれが想定される場合は、当該障がい者の安全の確保を第一に、振興局等関係部局、関係市町村、関係機関等と連携・協力し、速やかに次の対応等が講じられるよう取り組むものとする。

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの利用（共同生活援助、短期入所等）
- イ 身体障害者福祉法第18条第1項又は第2項の規定による市町村の措置
- ウ 知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による市町村の措置
- エ その他必要な措置

(2) (1)の措置を講ずるに当たり、事件性が認められると判断した場合は警察へ事実の通告を行う。

(3) (1)の措置を講じた場合、社会福祉課は、速やかに地域づくり推進員及び障がい者保健福祉課に報告を行う。

## 4 地域づくり委員会の協議又はあっせんの対象とする事案

(1) 地域づくり推進員は、特定事案（規則第12条第3項の規定に該当するものを除く）について、遅滞なく、地域づくり委員会で協議又はあっせんを行うものとする。

ただし、地域づくり推進員は、必要に応じて、次の対応等を講じることができる。

- ア 申立人等への説明及び助言並びに関係者間の調整
- イ 関係機関（市町村相談支援事業所を含む）の紹介
- ウ 関係部局又は関係行政機関（市町村相談支援事業所を含む）への事実の通告

(2) 申立人に、(1)のアからウに規定する対応等による結果に不服がある場合、地域づくり委員会で協議又はあっせんを行うものとする。

(3) 地域づくり推進員は、特定事案について協議又はあつせんを行うことを決定したときは、遅滞なく、原因となる者に、調査若しくは地域づくり委員会での協議又はあつせんを開始することについて別記参照第1号様式を参考に次の事項を通知し協力を求めるものとする。

- ア 申立人の申立て事案の具体的内容
- イ 申立人の求める措置の内容
- ウ 調査等の根拠

## 第5 調査

地域づくり推進員又は事務局は、地域づくり委員会での協議又はあつせんに先立ち、特定事案に係る事実関係や原因となる者の主張等について把握するため、必要に応じて次の調査を行うことができる。

### 1 任意の調査

- (1) 地域づくり推進員又は事務局は、原因となる者又は関係者等の協力の下、電話又は面接等により任意の調査を実施することができる。
- (2) 任意の調査は、地域づくり推進員又は事務局が、申立人等から、事案の具体的内容、求める措置の内容等について聴取するとともに、原因となる者又は関係者から、事案の具体的内容、申立人等の主張に対する意見等について聴取する。
- (3) 事務局は、調査終了後、原則として、1週間以内に調査結果調書を作成する。また、調査結果調書には、次の事項を記載するものとする。

- ア 調査実施年月日・場所
- イ 調査の対象となった申立人、原因となる者等の氏名
- ウ 調査を実施した地域づくり推進員又は事務局職員氏名
- エ 申立てのあった事案について確認した事実
- オ 調査の対象となった申立人、原因となる者等の主張
- カ 申立人の求める措置の内容
- キ その他、地域づくり委員会での協議の参考となる事項

### 2 条例第47条の規定に基づく調査

- (1) 地域づくり推進員は、特定事案のうち、I—第2—(3)のア又はイに該当すると認めた事案について、条例第47条の規定に基づく調査を実施することができる。
- (2) 地域づくり推進員は、条例第47条の調査の実施に当たっては、別記参照第2号様式を参考に次の事項を原因となる者又は関係者に対し通知するものとする。
  - ア 調査の根拠規定
  - イ 調査の日時及び場所
  - ウ 調査員職・氏名
  - エ 調査出席者氏名
  - オ その他留意事項等
- (3) 条例第47条の調査は、地域づくり推進員又は事務局が2名以上で、面接により実施する。
- (4) 特定事案に関する条例第47条の調査は、地域づくり推進員又は事務局が、申立人等から事案の具体的内容、求める措置の内容等について聴取するとともに、原因となる者又は関係者から事案の具体的内容、申立人等の主張に対する意見等について聴取する。
- (5) 調査結果調書は、「1 任意の調査」の(3)に準じて作成する。

### 3 調査の協力が得られなかった場合の対応

正当な理由なく、原因となる者から調査に対する協力が得られなかった場合の対応は、次のとおりとする。(別紙1「調査に対する協力が得られなかった場合の対応(Ⅱ-第5-3)の流れ」参照)

- (1) 条例第47条の調査の対象と考えられる事案で、特定の障がい者の生命又は身体に重大な危険の生じるおそれが想定される事案については、当該障がい者の保護を最優先に、第4-3に規定する緊急の対応を講じる。また、警察への事実の通告を行い、警察における取扱いとなった場合、関係市町村と今後の対応等を確認した上で、一旦は、地域づくり委員会での協議又はあつせんを終了することができる。

なお、警察への事実の通告を行わない場合は、(2)による措置を講じる。

- (2) 条例第47条の調査の対象と考えられる事案で、(1)に準じる緊急性が認められない場合又は(1)において警察における取扱いに至らない場合、事務局は、原因となる者に対し、別記参照第3号様式を参考に、調査並びに地域づくり委員会での協議又はあつせんに対する協力が得られない時の対応を告知するとともに、次の事項を通知する。

ア 申立人の申立て内容

イ 申立人等から聞き取りした事実の概要

ウ 調査等の根拠

通知によっても協力が得られない場合、地域づくり推進員は、申立人等や関係者から聴取した内容により、申立人の主張が正当なものであると認められる事実が確認でき、かつ地域づくり委員会において指名した委員全員の賛成が得られた場合、当該確認された事実に基づき指導を行い、さらには、必要に応じ、知事に勧告を求めることができる。

また、申立人等や関係者から聴取した内容だけでは、申立人の主張が正当なものであると認められる事実の確認が困難な場合、地域づくり推進員は、申立人等にその旨を説明した上で、地域づくり委員会での協議又はあつせんを打ち切ることができる。

なお、特定の障がい者の生命又は身体の安全の確保については常に留意し、危険が察知された場合は、第4-3に規定する緊急の対応により、障がい者の保護を最優先に迅速な対応を講じるものとする。

- (3) 著しい暮らしづらさがあると認められる事案((1)(2)に該当するものを除く)において、繰り返し任意の調査に対する協力を求めても協力が得られない場合、地域づくり推進員は、申立人等や関係者から聴取した内容により、申立人の主張が正当なものであると認められる事実が確認でき、かつ、地域づくり委員会において指名した委員全員の賛成が得られた場合、当該確認された事実に基づき指導を行うことができる。

また、申立人等や関係者から聴取した内容だけでは、申立人の主張が正当なものであると認められる事実の確認が困難な場合、又は指導に対する改善の見込みがない場合、地域づくり推進員は、申立人等にその旨を説明した上で、地域づくり委員会での協議又はあつせんを打ち切ることができる。

なお、任意の調査の過程等で、虐待又は障がい者の権利に重大な支障を及ぼすおそれが察知された場合、地域づくり推進員は、条例第47条の調査に切り替え、(1)又は(2)の対応を講じるものとする。

- (4) (1)(2)(3)以外の事案については、繰り返し任意の調査に対する協力を求めても協力が得られない場合、申立人等にその旨を説明した上で、地域づくり委員会での協議又はあつせんを打ち切ることができる。

なお、任意の調査の過程等で、虐待又は障がい者の権利に重大な支障を及ぼすおそれが察知された場合、地域づくり推進員は、(3)と同様に条例第17条の調査に切り替え、(1)又は(2)の対応を講じるものとする。

## 第6 特定事案の協議又はあっせん

### 1 協議又はあっせんの主な手順等

地域づくり委員会での協議又はあっせんの基本的な手順等は、概ね次のとおりとする。

- (1) 事務局は、協議に先立ち、申立人等からあっせんの実施方法（双方同席の下で行うか、別々に意見を聴取するか、等）に対する要望等について聴取する。
- (2) 地域づくり推進員は、(1)で確認した事項、第5の調査結果、専門委員会の協議結果を踏まえ、指名した委員とあっせんの実施方針等について協議する。
- (3) 地域づくり推進員は、原則として、あっせんの実施日の7日前までに、申立人等及び原因となる者双方に対し、別記参照第4号様式を参考に次の事項を通知し、出席を求める。

ア 協議又はあっせんの根拠規定

イ あっせんの日時及び場所

ウ 出席する地域づくり推進員及び地域づくり委員会委員の氏名

エ 出席する参考人の氏名

オ その他留意事項等

- (4) 地域づくり委員会の実施するあっせんにおいては、まず、申立人等及び原因となる者双方から意見を聴取し、事実関係等の確認を行う。その後、これまで把握した情報を総合し、地域づくり推進員、指名した委員及び参考人であっせん案等を協議し、その結果を基に、再度、申立人等及び原因となる者双方との調整を行う。
- (5) 事務局は、地域づくり委員会の協議又はあっせん終了後、速やかに、経過概要等を記載した調書を作成するものとし、調書には、次の事項を記載する。

ア 実施年月日、開始及び終了時間、場所

イ 参加者の氏名等

ウ 参加者の発言要旨

エ その他必要な事項

- (6) 申立書、調査結果調書、(5)の調書等については、当該協議又はあっせんの終了した翌日から起算して、3年間保存しなければならない。

### 2 協議又はあっせんの終了等

- (1) 地域づくり推進員は、特定事案の協議又はあっせんについて、次の場合に終了の決定を行うものとする。

ア 協議又はあっせんにより解決が図られたとき。

イ 指導により改善が図られたとき。

ウ 知事に勧告を行うことを請求したとき。

エ 警察へ事実の通告を行ったとき。

オ 調査協力が得られず、事実を確認できる見込みがないと判断したとき。

カ 協議又はあっせんによっては、解決の見込みがないと判断したとき。

キ 指導によっては、解決の見込みがないと判断したとき。

ク その他、地域づくり推進員が、やむを得ないと認めたとき。

- (2) 地域づくり推進員は、(1)の規定に基づき解決の見込みがないと判断し、地域づくり委員会での協議又はあっせんを打ち切る場合は、申立人及び原因となる者双方に対し、別記参照第5号様式を参考に次の事項を通知するものとする。

- ア 申立人の申立て事案の具体的内容
- イ 申立人の求める措置の内容
- ウ 協議又はあっせんを打ち切る理由
- エ その他

### 3 その他留意事項

- (1) 特定事案に関する地域づくり委員会は非公開とする。
- (2) 条例第19条、第19条の2及び第20条に規定された差別や不利益な扱いの該当性は、事案に係る関係者、参考人の意見を聴取した上で、事案発生に至るまでの背景等の個別事情、関連する事案、別紙2『「差別・不利益な扱い」に関する指針』を踏まえて協議し、総合的に判断するものとする。
- (3) 著しい暮らしづらさがある事案（虐待に関する事案又は障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案を含む）かどうかの判断は、調査の段階では、迅速性を確保するため地域づくり推進員が行うが、指導又は知事に勧告を求める際には、第1-ウの要件の該当の有無について地域づくり委員会で協議し、確認するものとする。

### 第7 推進本部での審議の請求

- (1) 地域づくり推進員は、全道的な見地からの検討等が必要と判断した事項については、指名した委員と協議の上、条例第46条第5項の規定に基づき、北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（以下「推進本部」という）に審議を求めることができる。
- (2) (1)の審議の求めは、別記参照第6号様式に次の書類を添付して保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課に提出することにより行うものとする。
- ア 協議等申立書の写し
  - イ 調査結果調書の写し
  - ウ 地域づくり委員会での協議又はあっせんの経過等を記した調書の写し
  - エ その他必要な書類

### 第8 指導

- (1) 第6-1の協議又はあっせんにおいて、特定事案が、第1-ウの要件に該当し、著しい暮らしづらさがあると指名した委員の全員が判断した場合、地域づくり推進員は、原因となる者に対し条例第48条第1項に規定する指導（以下「指導」）を行うことができる。
- (2) (1)の指導は、別記参照第7号様式により、次の事項を原因となる者に対し通知して行うものとする。
- ア 著しい暮らしづらさの事実
  - イ 改善を求める事項
  - ウ 改善状況を確認する時期
  - エ その他参考事項
  - オ 指導等の根拠条文（条例第41条、第48条等）

- (3) 地域づくり推進員又は事務局は、指導文書に記載した「改善状況を確認する時期」に、指導を行った原因となる者と面接し、改善状況を確認するものとする。
- (4) 地域づくり推進員は、(3)による確認の結果、指導に対する改善が認められない場合、又は知事に勧告を求める必要があると判断した場合は、地域づくり委員会において協議を行い、必要な措置を決定する。
- (5) 地域づくり推進員は、(3)による改善状況の確認後、改善状況及び今後の対応等について、申立人等に対し説明を行うものとする。

#### 第9 知事が勧告を行うことの請求

- (1) 地域づくり推進員は、虐待に関する事案又は障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に関し行った指導について、改善が図られる見込みがないと判断した場合は、条例第48条第2項の規定に基づき、知事に改善の勧告を行うよう求めることができる。この場合、地域づくり推進員は、知事に勧告を求めることの必要性などについて指名した委員と協議し、決定しなければならない。
- (2) 地域づくり推進員は、知事に勧告を求める場合は、別記参照第8号様式に次の書類を添付して保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課に提出する。
  - ア 協議等申立書の写し
  - イ 調査結果調書の写し
  - ウ 地域づくり委員会での協議又はあっせんの経過等を記した調書の写し
  - エ その他必要な書類
- (3) 地域づくり推進員は、知事に勧告を行うよう求めた場合は、申立人に対し説明を行う。
- (4) 地域づくり推進員又は事務局は、知事から地域づくり委員会での協議経過等について説明の求めがあった場合は、知事の求めに応じ説明を行うものとする。

### Ⅲ 地域課題等の協議

#### 第1 地域課題等の協議の趣旨

- (1) 地域づくり推進員は、地域づくり委員会が地域における障がい者を巡る課題全般を所掌していること（条例第42条）にかんがみ、地域課題等を積極的に把握し、協議を行うよう努めるものとする。
- (2) その際、関係市町村の（自立支援）協議会と密接に連携し、（自立支援）協議会では解決が難しい広域的な課題等の解決などを目指すものとする。
- (3) 条例第42条第2項に基づく情報の交換及び協議を行う地域づくり委員会は、必ず年1回以上開催するものとする。

#### 第2 条例第42条第2項に基づく情報の交換及び協議を行う場合

地域づくり委員会を条例第42条第2項に基づく情報の交換及び協議を行う場合は、参考人として、次の関係機関等に参画を求め、それぞれの機関における差別を解消するための取組のほか、差別に関する相談事案や対応状況等に関する情報の交換及び協議を行い、地域全体の障がいを理由とする差別の解消の取組の推進を図るものとする。

なお、開催に先立ち、参加者全員に対し、差別解消法第19条及び25条の規定を周知し、秘密保持義務があることを示すことにより、積極的な意見交換や連携の推進を担保するものとする。

【条例第42条第2項に基づく情報の交換及び協議を行う地域づくり委員会における参考人として想定される機関】

分野		参考人として想定される機関
行政	国の機関	労働局、法務局、運輸支局、公共職業安定所 等
	市町村	市町村、市町村教育委員会、消防本部、消防署 等
	道の機関	社会福祉課、環境生活課（人権）、保健所、教育局、消費生活センター、警察署 等
関係機関団体等	当事者	親の会、当事者の会、障がい保健福祉関係団体 等
	教育	校長会、PTA連合会 等
	福祉等	北海道社会福祉協議会地区事務所、民生・児童委員協議会、障害者就業・生活支援センター、市町村社会福祉協議会、相談支援事業所（基幹相談支援センター、市町村障害者相談支援事業者）、社会福祉事業を実施している事業者、民生・児童委員 等
	医療・保健	医師会、歯科医師会、看護協会、医師、看護師、保健師 等
	事業者	商工会議所、商工会、中小企業経営者協会、JR北海道、バス会社、電力供給会社、ガス会社、美容院、美容院、ホテル、旅館、公衆浴場、その他公共交通機関、事業者 等
	法曹等	弁護士会、人権擁護委員、司法書士会、弁護士、司法書士、行政書士 等
その他	新聞社、放送局、学識経験者 等	

### 第3 地域課題等の把握の方法

- (1) 地域づくり推進員は、事務局と連携し、市町村、教育委員会、関係団体などと意見交換を行うとともに、障がい者やその家族、地域住民等を対象としたタウンミーティングを開催するなど様々な手法により、積極的に地域課題を把握し、地域づくり委員会で協議するよう努めなければならない。
- (2) 地域づくり委員会は、障がい福祉計画等圏域連絡協議会が実施する北海道障がい福祉計画に関する推進管理において明らかとなった施策上の課題等について、障がい福祉計画等圏域連絡協議会からの提案を受け協議を行うものとする。

### 第4 任意の調査

地域づくり推進員又は事務局は、地域課題等の協議に先立ち、地域課題等に係る事実関係や関係者等の意見等について把握するため、次の調査を行うことができる。

- (1) 地域づくり推進員又は事務局は、地域づくり委員会に出席を求める関係者等の協力の下、電話又は面接等により任意の調査を実施することができる。
- (2) 任意の調査は、地域づくり推進員又は事務局が、申立人等又は市町村から、事案の具体的内容や意見等について聴取するとともに、地域づくり委員会に出席を求める関係者等から、事案の具体的内容、申立人等の主張に対する意見等について聴取する。
- (3) 事務局は、調査終了後、原則として、1週間以内に調査結果調書を作成する。また、調査結果調書には、次の事項を記載するものとする。

ア 調査実施年月日・場所

イ 調査の対象となった申立人等の氏名

- ウ 調査を実施した地域づくり推進員又は事務局職員氏名
- エ 事案について確認した事実
- オ 調査の対象となった申立人等の意見
- カ その他、地域づくり委員会での協議の参考となる事項

#### 第5 協議の主な手順等

地域課題等に関する協議の基本的な手順等は、概ね次のとおりとする。

- (1) 第3の調査結果等を考慮し、地域づくり推進員は参考人を選定する。  
なお、参考人には、事案に係る市町村の関係者を必ず含めるものとする。
- (2) 事務局は、原則として、協議の実施日の7日前までに、申立人、地域づくり委員会に出席を求める関係者等、参考人に対し、会議の開催を通知し出席を求める。
- (3) 地域づくり推進員、指名した委員及び参考人は、第3の調査結果や専門委員会の協議結果などを踏まえ、申立人、地域づくり委員会に出席を求める関係者等と協議を行う。
- (4) 事務局は、協議終了後、速やかに、経過概要等を記載した調書を作成し、調書には、次の事項を記載する。
  - ア 実施年月日、開始及び終了時間、場所
  - イ 参加者の氏名等
  - ウ 参加者の発言要旨
  - エ 地域課題等に対する協議結果
  - オ その他必要な事項
- (5) 申立書、調査結果調書、(4)の調書等については、協議が終了した日の翌日から起算して3年間保存しなければならない。

#### 第6 協議に当たっての留意事項

- (1) 地域づくり推進員は、参考人として、関係市町村、地域相談員、様々な障がい種別の障がい者、事案に関する有識者など、多様な関係者に幅広く協議への参加を求めるものとする。
- (2) 地域づくり推進員、委員及び参考人は、一体となって、地域における障がい者を巡る課題について協議を行うものとする。
- (3) 地域づくり委員会の地域課題等に関する協議は、原則公開とし、振興局等のホームページ等の方法により、会議の開催について周知するものとする。  
また、傍聴を希望する者に対しては、協議の進行の妨げとなるような行動を取らないことの注意喚起などを行うものとする。

#### 第7 推進本部での審議の請求

- (1) 地域づくり推進員は、圏域を越えた広域的な見地からの検討等が必要と判断した地域課題等については、指名した委員と協議の上、条例第46条第5項の規定に基づき、推進本部に審議を求めることができる。
- (2) (1)の審議の求めは、別記参照第6号様式に次の書類を添付して保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課に提出することにより行うものとする。
  - ア 協議等申立書の写し
  - イ 調査結果調書の写し
  - ウ 地域づくり委員会での協議又はあっせんの経過等を記した調書の写し

エ その他必要な書類

#### IV その他

##### 第1 協議又はあっせんの流れ

特定事案又は地域課題等に関する協議又はあっせん等の流れは別紙3「地域づくり委員会における協議又はあっせん等の手続き」のとおりとする。

##### 第2 連絡会議

振興局等は、地域づくり推進員の求めに応じ、次の事項を協議するため、振興局等関係部室課及び教育局等により構成される連絡会議を開催することができる。

- (1) 地域づくり委員会における課題の検討
- (2) 必要な職員を参考人として地域づくり委員会に参画させるための連絡調整
- (3) その他、地域づくり委員会の活動を支援するため必要な協力

##### 第3 その他

- (1) 地域づくり推進員は、年1回、4月から6月の間にすべての委員による地域づくり委員会を開催し、前年度の活動報告、ホームページ等で公表する情報、地域課題等の把握を含めた当該年度の活動計画などについて、説明し意見を聴取する。

なお、この地域づくり委員会は、個人情報の取扱いに配慮し、原則公開とする。

- (2) 当分の間、地域づくり推進員は、申立てのあった特定事案について、受理後速やかに障がい者保健福祉課に協議等申立書の写しを送付するとともに、協議又はあっせん終了後速やかに、別記参照第9号様式により障がい者保健福祉課に報告するものとする。
- (3) この要綱に定めるもののほか、地域づくり委員会の運営に関し必要な事項は、地域づくり推進員が地域づくり委員会に諮って定めることができる。

##### 附 則

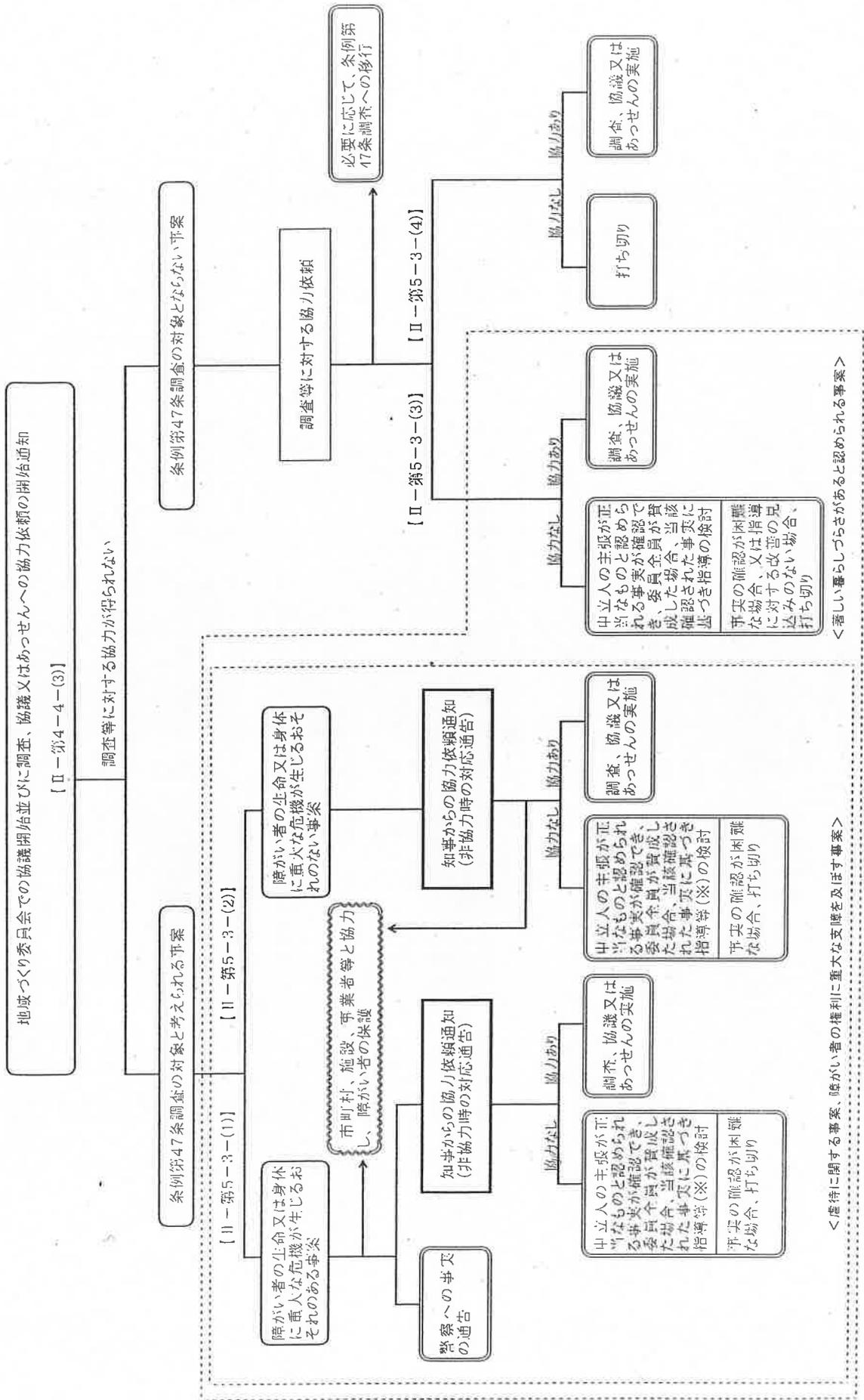
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年8月15日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

調査に対する協力が得られなかった場合の対応（Ⅱ-第5-3）の流れ



※ 「指導等」：「指導、知事への報告を求めること」をいう。



## 「差別・不利益な扱い」に関する指針

### (1) 差別等の基本的な定義

「障がいに基づく差別」とは、障がいに基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障がいに基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

なお、「合理的配慮」とは、障がい者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

(国連：「障害者の権利に関する条約」に準拠)

### (2) 類型的な概念

#### ① 直接的・間接的な差別等

直接、間接を問わず、正当な理由なく、障がいのあることを理由として、障がい者を区別、排除又は制限すること。

#### ② 合理的な配慮の欠如

障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮を欠いていること。

ただし、過度の負担を課すものを除く。

### (3) 分野別の概念

#### ① 福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障がいを理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。

ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

#### ② 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為

イ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、

又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、障がいを理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。

③ 商品又はサービスを提供する場合において、障がいのある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

④ 労働者を雇用する場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為  
イ 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、不利益な取扱いをすること。

ハ 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、解雇し、又は退職を強いること。

⑤ 教育を行い、又は受けさせる場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為

イ 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。

ロ 本人若しくはその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校（同法第1条に規定する学校をいう。）を決定すること。

⑥ 障がいのある人が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為

イ 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障がい  
を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の  
利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱  
いをする事。

ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障がい  
を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは  
制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

⑦ 不動産の取引を行う場合において、障がいのある人又は障がいのある人と同居する者に対して、障がい  
を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の  
譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱い  
をすること。

⑧ 情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障がいを理由として、障がいのある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 障がいを理由として、障がいのある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

(千葉県条例における「不利益取扱い」に準拠)

1. 凡在本行開辦之各項業務，均應遵守本行所定之規章及各項辦法，不得有違。  
2. 凡在本行開辦之各項業務，均應遵守本行所定之規章及各項辦法，不得有違。  
3. 凡在本行開辦之各項業務，均應遵守本行所定之規章及各項辦法，不得有違。  
4. 凡在本行開辦之各項業務，均應遵守本行所定之規章及各項辦法，不得有違。  
5. 凡在本行開辦之各項業務，均應遵守本行所定之規章及各項辦法，不得有違。

中華民國三十三年一月一日



SYSTEM ARCHITECTURE



# 障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営指針（概要）

## 1 地域協議会を組織する趣旨

- 地域協議会の事務の例
  - ① 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
  - ② 関係機関等が対応した相談事例の共有
  - ③ 障害者差別に関する相談体制の整備
  - ④ 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
  - ⑤ 構成機関等におけるあわせん・調整等による紛争解決の後押し
  - ⑥ 障害特性の理解のための研修・啓発、取組の周知・発信

### ○ 対象となる障害者差別に係る事案

- ・ 一般私人による事案は対象外
- ・ 環境整備に関する相談や、制度等の運用に関する相談は対象とし、改善に向けた検討等の取組につなげていくことが考えられる

## 2 地域協議会の基本的な仕組み

- 地域協議会の組織 ※ 条例を根拠とすする必要はなく、名称も任意
- ・ 地域協議会を組織するに当たっては、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合等）が主導して組織（複数の地方公共団体が事実上共同で組織することも可能）
- ※ 組織する際は、名称・構成員について適切な方法により公表する必要
- ・ 新たに地域協議会を組織するか、既存の会議体を地域協議会として位置付けるかは、各地方公共団体の判断。

### ○ 運営方法

- ・ お互いに「顔」の見える関係を築くことから始めることが望ましい
- ・ 代表者会議と実務者会議を別途設けることも考えられる。

## 3 都道府県単位で組織する地域協議会と市町村単位で組織する地域協議会

### ○ 都道府県の地域協議会に期待される役割

- ① 事案の情報共有及び構成機関等への提言
  - ② 地域における障害者差別解消の推進のための取組に関する協議・提案
  - ③ 市町村の地域協議会から情報提供又は協力を求められた事案の対応に係る協議
  - ④ 国の出先機関（都道府県単位又はブロック単位）との連絡調整
  - ⑤ 広域展開する事業者、事業者団体、職能団体等への協力要請
  - ⑥ 市町村から寄せられた相談事例・取組事例等の集積・分析
  - ⑦ 広域実施が効果的な周知・啓発活動の企画立案、実施等の協議
- ### ○ 市町村の地域協議会に期待される役割
- ① 事案の情報共有及び構成機関等への提言
  - ② 事案の解決を後押しするための協議
  - ③ 事案について、都道府県の地域協議会への情報提供又は協力を求めること

### 想定される地域協議会の構成機関等

	都道府県	市町村
行政	法務局、労働局や運輸支局などの国地方出先機関等	法務局、公共職業安定所（ハローワーク）等
関係機関	障害者施策主管部局、都道府県福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、都道府県消費生活センター、教育委員会、学校、都道府県警等	障害者施策主管部局、人権主管部局、福祉事務所、保健センター、市町村消費生活センター、教育委員会、学校、警察署、消防本部等
当事者	障害者団体、家族会等	障害者団体、家族会等
教育	校長会、PTA連合会等	校長会、PTA会長等
福祉等	都道府県社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、福祉専門職等団体、社会福祉施設等団体、障害者就業・生活支援センター等	市町村社会福祉協議会、相談支援事業者（基幹相談支援センター、市町村障害者相談支援事業者）、民生・児童委員等
医療・保健	医師会（医師）、歯科医師会（歯科医師）、看護協会（保健師・看護師）、医療機関、病院団体等	医師、歯科医師、保健師、看護師等
事業者	商工会議所、経営者協会、公共交通機関、事業者等	商工会議所、公共交通機関、事業者等
法曹等	弁護士会（弁護士）、司法書士会、人権擁護委員連合会（人権擁護委員）等	弁護士、司法書士、行政書士、人権擁護委員等
その他	学識経験者、新聞社放送局等	学識経験者、自治会等

### 3 都道府県単位で組織する地域協議会と市町村単位で組織する地域協議会(続き)

#### ○都道府県の地域協議会と市町村の地域協議会の関係

- ① 地域協議会を組織している市町村と都道府県との関係
    - ・広域にわたる課題や市町村の地域協議会の構成機関等の権限に属さない事項については、都道府県の地域協議会に情報提供、協力、オブザーバー参加等を求めることが考えられる
  - ② 地域協議会を組織していない市町村と都道府県との関係
    - ・未設置市町村で生じる問題への対応は都道府県の地域協議会が扱うことが考えられる(市町村はオブザーバー参加)
- ※政令指定都市の場合は、都道府県・市町村いずれの機能も有する地域協議会を設置することが想定される

### 4 地域協議会の事務局

#### ○役割

- ・地域協議会の事務局は、運営の中核として地域の障害者差別の事業を取り巻く状況を確に把握し、必要に応じて他の関係機関等との連絡調整を行うこと
  - ① 地域協議会に関する事務の総括
  - ② 取組の実施状況の進行管理
  - ③ 取組の実施に係る関係機関等との連絡調整
- 想定される部署
- ・各地方公共団体の障害福祉担当部署が一般的に想定されるが、具体的にどの部局を事務局とするかは各地方公共団体の判断
- その他の機能

- ・権限を有する他の機関につなぐコーディネーター機能も望まれる
- ※当該機能を専門に担う相談員を別途配置するかは各地方公共団体の判断

### 6 秘密保持義務

- ・秘密保持義務により、安心して相談できる環境を整備するとともに、地域協議会における積極的な情報交換及び官民間の連携の推進を担保
- ・個人情報を取り扱う際は、本人の同意を得るなどの手続を経るとともに、秘密が守られることを相談者に示すことが必要

### 5 相談及び紛争の防止等のための体制

#### ○役割

以下の取組を通じ、障害者差別の解消の推進に資する体制を整備

- ① 障害者差別に関する相談窓口の明確化
  - ② 相談や紛争解決に対応する職員の業務の明確化・専門性の向上
- 地域協議会への情報提供が望まれる事業
- ① 地域内に他の適切な機関がない事業
  - ② 複数の機関による連携が必要と思われる事業
  - ③ 紛争の解決に至った事業
  - ④ 本人は障害者差別と認識していないが困難を抱えている事業

※情報提供に当たっては、本人の同意を得ること、又は個人情報や秘密に係る情報を特定できない範囲で提供を行うことが求められる

障害者差別に関する相談の流れイメージ

